

長崎市介護支援専門員連絡協議会からの質問事項に対する回答

【退院・退所加算】

(問1) 退院・退所情報提供書は、介護支援専門員が記入することが前提となっているが、病院や施設側より提供されるサマリーでもOKか？

(答) 退院・退所情報提供書は様式例であるため、他の様式を用いても構わないが、退院・退所情報提供書にある項目については確認する必要があると考えます。なお、当該加算の算定にあたっては、病院等の職員と面談を行い、情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成する必要があります。

(問2) 病院等の職員と面談し、必要な情報を得たうえで状態変化は見られず、今までの居宅サービス計画書によるサービスの連絡調整を行った場合でも加算の対象になるのか？

(答) 対象となります。但し、病院等の職員と面談し、必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、サービス利用に関する調整を行う必要があります。

【医療連携加算】

(問3) 4/28に入院して在宅サマリー(病院等への情報提供)を5/1に提供した場合、加算は4月・5月のどちらで行うべきか？

(答) 4月利用分で算定となります。

(問4) A病院へ4/1入院され、B病院へ5/1転院された場合、4月及び5月の2月に在宅サマリーを提供した場合、それぞれ加算の対象となるのか？

(答) A病院については4月10日(報酬請求日)までに情報提供を行った場合、3月利用分で算定できますが、B病院への情報提供については当該加算の対象とはなりません。

【認知症加算】

(問5) 医師の判定結果や医師名、判定日の記録を「居宅サービス計画書へ記載する」とあるが、「支援経過記録」へ置き換えてもかまわないか又、「居宅サービス計画書」であれば、1、2、3票の記載する箇所はどこへ記載するのか？

(答) 居宅介護支援経過に記録しても構いません。また、居宅サービス計画書に対する記載箇所の特定はありません。(平成21年4月改定関係Q&A(Vol.1)問67参照)

(問6) 判定日が同一である場合、主治医の意見書ではⅡ、主治医との面談ではⅢと判定内容が異なる場合はどちらを優先するのか？

(答) 当該主治医にご確認ください。

【初回加算】

(問7) 要介護状態区分が2区分以上変更された場合は算定されるとあるが、上下どちらでも対象と判断してよいのか？

(答) お見込みのとおりです。

(問8) 過去2ヶ月以上居宅介護支援を提供されていない場合は算定できるか？

(答) 算定できます。(平成21年4月改定関係 Q&A (Vol.1) 問62参照)

【独居高齢者加算】

(問9) 有料老人ホーム等の居住系施設の利用者について、独居と判断される場合は加算の対象となるのか？

(答) 介護支援専門員が利用者を実質的に独居であると判断した場合は算定できます。

(問10) 「一人暮らしであっても家族からの情報を得られる環境にある場合は算定できない」との説明があったが、あまりにも抽象的で判断基準がよく分かりません。具体的な基準を示してほしい。

(答) 当該加算については家族等と居住している利用者比べて、生活状況等の把握や日常生活における支援等困難であり、訪問や電話などに特に労力を要する独居高齢者に対する支援について評価を行うものであることから、住民票上、単独世帯であっても、当該利用者の状況等を把握している者が同居している場合は当該加算の対象とはなりません。(平成21年4月改定関係 Q&A (Vol.1) 問68より)

(問11) アセスメント、モニタリング上独居であることが明確であっても、必ず住民票を取得しなければならないのか？

(答) 住民票で単独世帯であることの確認を行っている場合に算定できるので、当該加算の算定にあたっては住民票を取得することが必要です。但し、住民票による確認について、利用者から同意を得られなかった場合には、アセスメントによる確認で算定が可能となります。

(問12) 「居宅サービス計画書へ記載する」とあるが、1、2、3票の記載する箇所はどこに記載するのか？

(答) 記載箇所の特定はありません。(平成21年4月改定関係 Q&A (Vol.1) 問69参照)

【その他】

(問13) 長崎市での中山間地域を明確に教えてほしい。

(答) 長崎市の中山間地域については別紙(資料1)のとおりです。

(問14) 通所リハビリでのリハビリマネジメント加算で、本人のやむを得ない事情で、個別リハビリが8回を下回るでも算定できるのか。又、やむを得ない事情とは具体的にどのような事情が該当するか示してほしい。

(答) リハビリテーションマネジメント加算は、1月に8回以上通所している場合に算定できますが、利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合や自然災害・感染症の発生等による事業所が一時的に休業する場合等については8回を下回る場合であっても算定できます。(平成21年4月改定関係Q&A (Vol.2) リハビリ関係の表を参照)

【訪問介護ガイドライン】

(問15) 買物業務から生活援助の算定を開始する場合、「本人が買物できない理由」「介護員と同行できない理由」を明確に検証し、その理由を居宅サービス計画書へ位置づけるとあるが、細かな内容は担当者会議、アセスメント票での記載へ置き換えることが出来ますか？

(答) ガイドライン上、居宅サービス計画に位置付けることとしているので、担当者会議やアセスメント票への記載でも構いません。

【認定調査】

(問16) 同席者がいない場合は調査時に介護支援専門員が同席してもいいのでしょうか？

(答) 介護支援専門員の同席はできません。

(問17) 介護認定の経過措置申請は期間が設けられているのか？

(答) 経過措置申請については、具体的な期間が示されておりません。厚生労働省から通知があり次第、周知を行うこととしています。

	中山間地域等加算(利用者)対象地域 (5%加算)				
	特別地域加算 (15%加算)	中山間地域等加算(事業所所在地)対象地域 (10%加算…長崎市、15%加算地域は除く)			
	離島振興法	半島振興法	特定農山村法	過疎地域自立 促進特別措置法	辺地法
香焼					
伊王島	伊王島 沖ノ島		旧伊王島町	旧伊王島町	沖ノ島、多尾
高島	高島			旧高島町	高島
野母崎		旧野母崎町		旧野母崎町	木場
三和		旧三和町	旧三和町		
外海	池島	旧外海町	旧外海町	旧外海町	扇山、池島、 上大中尾
琴海		旧琴海町	旧琴海町		尾戸、形上、赤水、 風明、桂山、脇崎

	10%	5%
半島振興法	○	○
特定農山村法	○	○
山村振興法		○
離島振興法		○
沖縄振興特別措置法		○
奄美群島振興開発特別措置法		○
小笠原諸島振興開発特別措置法		○
過疎地域自立促進特別措置法	○	○
豪雪地帯対策特別措置法	○	○
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に等に関する法律	○	○

中山間地域等における小規模事業所加算(10%加算)

・厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)第2号その他の地域であって、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第24号→特別地域加算対象地域15%)に規定する地域を除いた地域

・中山間地等に所在する小規模事業所がサービスを提供する場合

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%加算)

・事業者が運営規定に定めている通常の事業実施地域を越えて、中山間地等に居住する者にサービスを提供する場合

・加算を算定する場合は、「通常の事業の実地地域」以外でのサービス提供に係る交通費は算定できない